

6 文科高第 738 号  
医政発 0807 第 5 号  
令和 6 年 8 月 7 日

各 都 道 府 県 知 事 殿  
医学部を置く各国公私立大学長

文部科学省高等教育局長  
厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

地域の医師確保等の観点からの令和 7 年度医学部入学定員の  
増加について (通知)

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」(令和元年 6 月 21 日閣議決定)及び「令和 7 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について(通知)」(令和 5 年 11 月 27 日付け 5 文科高第 1230 号文部科学省高等教育局長、医政医発 1127 第 3 号厚生労働省医政局長通知)を踏まえ、地域の医師確保等に早急に対応するため、令和 7 年度の医学部入学定員の増加について、別添のとおり取り扱うこととしました。

貴職におかれましては、本取扱いの内容について御了知の上、入学定員増を通じて医師確保を図ろうとする場合については、速やかに都道府県・大学間で必要な協議を行っていただき、別添に基づき所要の文書を御提出していただくようお願いいたします。

**【本件担当】**

文部科学省高等教育局医学教育課 藤本・長澤  
電 話 : 03-6734-2509  
E-mail : igaku@mext. go. jp

厚生労働省医政局医事課 加藤・染谷・大畑  
電 話 : 03-3595-2196  
E-mail : jyukyu@mhlw. go. jp

(別添)

令和6年8月7日

## 地域の医師確保等の観点からの医学部入学定員の増加について

地域における医師不足の解消が喫緊の課題であり、地域の医師確保等に早急に対応するため、令和7年度の医学部入学定員の増加を行うための認可申請期間の特例を設け、以下のとおり、入学定員の増加等を取り扱う。なお、特例による申請期間については、別途通知する。

### 1. 入学定員増に関する今年度の方針

#### (1) 地域の医師確保のための入学定員増

地域の医師確保に資するため、地域の病院又は診療所に将来勤務しようとする学生の確保を目的とした入学定員については、令和5年度までに認可した臨時定員の運用実績（地域枠の欠員及び離脱の状況、離脱防止の取組、義務履行期間中の医師少数区域への配置状況等の実績をいう。）や地域枠及び地元出身者枠の恒久定員内への設置状況等を踏まえ、増員の必要性を精査し、全体として令和元年度の全国の入学定員数を超えない範囲で、かつ、地域の医師確保又は診療科偏在対策に有用な範囲に限り増員申請を認めることとする（ただし、すべての地域枠の従事要件に、特定の診療科を位置付けることを義務付けるものではない。）。

加えて、事前に大学と将来時点における医師不足都道府県等<sup>1</sup>との間で調整がついた範囲で、かつ、従事要件が課される者の教育・キャリアにも十分配慮がなされている場合に限ることとし、特に、学生と保護者もしくは法定代理人から志願時に、従事要件・離脱要件への書面同意を取得するとともに、別枠入試により選抜した経緯を踏まえ、入学した地域枠学生が、学生の期間を通じて、地域医療に貢献する意思を継続できるように適切かつ必要な教育プログラムを継続して実施すること<sup>2</sup>。また、原則として医学部定員の増員が認められていない中、上述のとおり特例として臨時的な増員を認めるという地域枠の趣旨にかんがみ、定員増員分に見合う数の地域枠の学生を確実に確保できるよう対応すること。

令和7年度までの地域枠学生の確保状況及び離脱状況の実績については、令和8年度以降の医学部定員の増員において、これらの実績を踏まえて検討する予定であるので、十分に留意すること。

なお、増員申請をする場合には、文部科学省及び厚生労働省において、増員の必要性等を慎重に精査した上で、増員申請を認める。

#### (2) 研究医養成のための入学定員増

基礎医学及び社会医学に関する研究医養成拠点としてふさわしい実績を有して

<sup>1</sup> 第8次（前期）医師確保計画策定に向け、厚生労働省医政局地域医療計画課から各都道府県へご提供した「2036年における必要医師数」の上位推計において医師不足である都道府県を中心に、医師不足都道府県以外の都道府県であって医師少数区域等を有する都道府県等を想定

<sup>2</sup> 例えば、都道府県は、大学や医療機関等と連携し、キャリア形成卒前支援プランの各卒前支援プロジェクトにおいて、地域医療に関する実習や講義の支援、定期的な勉強会等の開催等の方法により、対象学生が将来従事する地域と接する機会を提供し、対象学生の将来地域医療に従事する意識の向上に資することとされている（「キャリア形成プログラム運用指針」（令和3年12月1日付け医政発1201第1号厚生労働省医政局長通知））

おり、かつ、教育研究に係る共同利用拠点等の優れた教育研究資源を活かして、複数大学の連携により社会的要請の強い研究医養成拠点を形成しようとする大学であって、研究医養成の観点から学部・大学院教育を一貫して見通した特別コース及び研究医定着のための奨学金を設ける大学の入学定員について更なる増員を希望する大学については、第8回今後の医学教育の在り方に関する検討会（令和6年3月18日）で示された研究医としてのキャリア支援や海外研修の機会の提供をしながら、Physician Scientist を含む基礎医学や社会医学の素養を有する優れた研究医を養成する拠点を担う大学に限り、全体として令和元年度の全国の入学定員数を超えない範囲で、増員申請を認める。なお、増員申請をする場合には、文部科学省においてこの内容、増員の必要性等を慎重に精査した上で、増員申請を認める。

## 2. 大学、都道府県が講ずる措置

### (1) 大学が講ずる措置

1. (1)の入学定員増について、大学は、地域の医師確保に資するという地域枠の趣旨にかんがみ、増員分についてその他の定員と区別して選抜する方式（別枠方式）により学生を選抜するとともに、増員分の定員数、地域の医師確保の観点からの増員である旨、増員期間、修学資金制度、地域医療等に従事する意思を入学後に翻した際の対応、卒業後に適用されるキャリア形成プログラムの詳細等について募集要項や大学ホームページ等で明記するなど、地域医療等に従事する明確な意思をもった学生を確実に確保する手法を都道府県等と合意の上実施すること。定員増員分に見合う数の地域枠の学生の確保ができなかった場合にも、確保できなかった地域枠の募集人員を地域枠以外の募集人員に振り替えることのないよう、募集要項の作成、入学者選抜の実施等にあたり、必要な対応を行うこと。

なお、自治医科大学の定員増については、医師不足が認められる都道府県に対し行うものとする。

1. (2)の入学定員増について、過去に当該枠組みによる入学定員増を実施した大学は、当初計画していた取組の有効性が評価できる程度に進捗し、第三者による評価等により、有効性の高い取組であることが確認できていることとする。また、大学は、優れた教育研究資源を研究医養成拠点に集約し、複数大学の連携によるコンソーシアムが形成されることを念頭においた制度である性質上、過去に当該枠組みにより入学定員増を実施したことがない大学が、過去に当該枠組みにより入学定員増を実施した他大学の連携大学となっている場合（今年度以降に連携大学となろうとする場合を含む。）には、連携大学との明確な役割分担が説明されていることとする。加えて、入学定員増加開始年度より、研究医養成の観点から卒後・大学院教育を一貫して見通した特別コース（増員数の倍以上）を設定し適切に履修者を確保するとともに、卒後一定期間の研究医としての従事を条件とする奨学金を設定すること。

### (2) 都道府県が講ずる措置

1. (1)の入学定員増について、都道府県は、地域の医師確保等に関する計画及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（平成元年法律第64号）第4条に規定する都道府県計画（以下「都道府県計画」という。）等に当該入学定員の増加を位置付け、卒後一定期間の地域医療等への従事や離脱に関する要件等を設定する（自治医科大学における増員を除く。）とともに

に、大学と連携し、地域医療等に従事する明確な意思をもった学生について、一般枠等とは別の選抜枠を設定する等、定員増員分に見合う数の地域枠の学生を確実に確保する手法を大学等と合意の上実施すること。

また、修学資金に地域医療介護総合確保基金を活用する場合、当該修学資金の貸与の対象は「キャリア形成プログラム運用指針」（平成30年7月25日付け医政発0725第17号厚生労働省医政局長通知別添。令和3年12月1日付け医政発1201第1号厚生労働省医政局長通知により一部改正。）を参照のこと。

### 3. 入学定員増の期間

増員期間は1年間（令和7年度まで）とする。

### 4. 入学定員増等の手続

#### （1）大学の手続

入学定員増を希望する大学は、別添の「令和7年度入学定員増員計画」を文部科学省に令和6年8月23日（金）までに提出すること。

#### （2）都道府県における手続

1. （1）の入学定員増については、地域の医師確保等に関する計画及び都道府県計画等に位置付けることを約束する文書を厚生労働省に令和6年8月23日（金）までに提出すること。

#### （3）その他の手続

文部科学省は、上記入学定員の増加が可能となるよう、必要な関係規則の改正等の措置を講ずる予定である。